



- 要件を欠くときは、監査を実施せず、訴訟上の「却下」に該当する。また、一応請求要件を具備しているとして監査を実施した場合でも、監査の中で請求要件を欠いていることが明らかになったときは、その段階で「却下」となる。
- 区長等の行為が違法又は不当であると思量でき、かつ、そのことにより、区に回復困難な損害が発生する恐れがあると認められることができるとき、監査委員がその行為を停止すべきと勧告すること。